

農林水産省



《農林水産省》

表 16-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成27年3月31日決定） 平成27年10月1日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成27年度から31年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業 なお、交付金に係る事業は対象としない。</li> <li>○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題</li> <li>・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度</li> </ul> </li> <li>○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策</li> <li>○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策</li> </ul>
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て</li> <li>○ 総合評価 実施計画において示すこととする。</li> <li>○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業</li> <li>(2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。</li> </ul> </li> <li>・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施</li> </ul> </li> <li>○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題</li> <li>(2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。</li> <li>(3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。</li> </ul> </li> <li>・ 終了時の評価 以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費10億</li> </ul> </li> </ul>

		<p>円以上のものを対象とする。</p> <p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</p> <p>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</p> <p>(3) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策</p>
4 政策評価の結果の政策への反映		<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房広報評価課（以下「広報評価課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。広報評価課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 広報評価課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備		<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、広報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 27 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 27 年 7 月 17 日決定） 平成 27 年 10 月 1 日一部変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：6 政策分野</p> <p>○ 事業評価：38 公共事業（14 直轄事業等（55 地区）及び 24 補助事業） 2 研究開発課題 3 租税特別措置等</p> <p>○ 総合評価：1 政策分野</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：4 公共事業（9 地区）
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：15公共事業（147事業実施地区） ＜27年度新規地区採択要求事業：25地区＞ 〔表16-3-ア〕 ＜28年度事業着手要求事業：21地区＞ 〔表16-3-イ、オ〕 ＜28年度新規地区採択要求事業：101地区＞ 〔表16-3-ウ～オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	147	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	147	
				＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔 概算要求に反映 21 件 〕		
	事業評価方式：4研究開発課題 〔表16-3-カ〕	新規実施は妥当	4	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	4	
				＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔 概算要求に反映 4 件 〕		
	事業評価方式：3研究制度 〔表16-3-キ〕	新規実施は妥当	3	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	3	
＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔 概算要求に反映 3 件 〕						
事業評価方式：1件（規制） 〔表16-3-ク〕	規制の新設は妥当	1	評価結果を踏まえ、法律案のとおり閣議決定した	1		
事業評価方式：3件（租税特別措置等） 〔表16-3-ケ〕	税制改正要望を行うことは妥当	3	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	3		
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：6政策分野 （目標管理型の政策評価） 〔表16-3-コ〕	相当程度進展あり	6	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成28年度概算要求に反映した 【改善・見直し】	6
					政策の重点化等	6
					政策の一部の廃止、休止又は中止	1
					＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔 概算要求に反映 6 件 〕	
	＜事前分析表への反映＞ 〔 未定・検討中 6 件 〕					
	事業評価方式（期中）：9公共事業（57事業実施地区） 〔表16-3-サ～セ〕	継続が妥当	44	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	44	
		計画変更の上、継続が妥当	12	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	12	
				政策の重点化等	12	
	中止が妥当	1	評価結果を踏まえ、中止する 【廃止、休止、中止】	1		
	＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔 概算要求に反映 6 件 〕					
事業評価方式（完了後）：28公共事業（135事業実施地区） 〔表16-3-ソ～ツ〕	効果発現が認められる	135	改善措置の必要性を判断した	135		

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
	事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-テ〕	予想以上の成果をあげた	2	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	2	
	事業評価方式：14件 (租税特別措置等) 〔表16-3-ト〕	継続が妥当	14	評価結果を踏まえ、引き続き継続する方針とした 【引き続き推進】	14	
	総合評価方式：1政策分野 〔表16-3-ナ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、引き続き継続する方針とした 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式(期中)：4公共事業(9事業実施地区) 〔表16-3-サ、シ〕	継続が妥当	9	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	9	
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 3件 〕		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 16-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に新規地区採択を予定している以下の 1 事業 (25 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 28 年 1 月 20 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表

表 16-3-ア 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業(補助) (25 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表 16-4-(1) 参照

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度に事業着手を要求している以下の 3 事業 (17 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表

表 16-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として評価を実施した政策 (国営土地改良事業等)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (11 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (5 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表 16-4-(2) 参照

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度に新規地区採択を予定している以下の 4 事業 (53 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表

表 16-3-ウ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (44 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (2 地区)
3	水利施設整備事業 (補助) (1 地区)
4	農村地域防災減災事業 (補助) (6 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表 16-4-(3) 参照

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度に新規地区採択を予定している以下の 4 事業 (40 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表

表 16-3-エ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	森林環境保全整備事業（直轄）（17 地区）
2	民有林補助治山事業（補助）（1 地区）
3	森林環境保全整備事業（補助）（21 地区）
4	水源林造成事業（国立研究開発法人事業）（1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表 16-4-(4) 参照

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度に事業着手を要求及び新規地区採択を予定している以下の 3 事業（12 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日及び 28 年 4 月 1 日に「平成 27 年度公共事業の事前評価書」として公表

表 16-3-オ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（4 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（3 地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（5 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表 16-4-(5) 参照

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 4 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表

表 16-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産分野における気候変動対応のための研究開発のうち、森林・林業、水産業分野における気候変動適応技術の開発（拡充）
2	農林水産分野における気候変動対応のための研究開発のうち、野生鳥獣及び病害虫被害対応技術の開発（拡充）
3	市場開拓に向けた取組を支える研究開発のうち、地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発
4	生産現場強化のための研究開発のうち、酪農の生産性向上・省力化のための技術開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表 16-4-(6) 参照

- (7) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上の 3 研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表

表 16-3-キ 新規実施等を予定している研究制度を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究
2	生産・流通システムを高度化する先端技術展開事業のうち、生産・流通システムを高度化する実証研究
3	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（拡充）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表 16-4-(7) 参照

- (8) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成28年3月7日に「規制の事前評価書」として公表

表 16-3-ク 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	輸入加糖調製品の独立行政法人農畜産業振興機構との義務売買を通じた売買差益の徴収措置の新設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html))の表16-4-(8)参照

- (9) 租税特別措置等に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 16-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定農産加工品生産設備等の特別償却制度(特定農産加工業経営改善臨時措置法) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長
2	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長(グリーン投資減税)
3	農協改革等に伴う税制上の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html))の表16-4-(9)参照

## 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成27年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを23政策分野に分類し、そのうち以下の6の政策分野について評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「平成26年度実施政策に係る政策評価書」として公表

表 16-3-コ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	森林の有する多面的機能の発揮	相当程度進展あり	改善・見直し
2	林業の持続的かつ健全な発展	相当程度進展あり	改善・見直し
3	林産物の供給及び利用の確保	相当程度進展あり	改善・見直し
4	水産資源の回復	相当程度進展あり	改善・見直し
5	漁業経営の安定	相当程度進展あり	改善・見直し
6	漁村の健全な発展	相当程度進展あり	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html))の表16-4-(10)参照

- (2) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業及び事業採択後10年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年を経過した以下の3事業(4地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の期中の評価)」として公表

表 16-3-3-サ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（2 地区）	継続が妥当 （2 地区）	引き続き推進 （2 地区）
2	直轄海岸保全施設整備事業（直轄）（1 地区）	継続が妥当 （1 地区）	引き続き推進 （1 地区）
3	独立行政法人水資源機構事業（独立行政法人事業）（1 地区）	継続が妥当 （1 地区）	引き続き推進 （1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表 16-4-(11) 参照

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 2 事業（19 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表

表 16-3-3-シ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業（補助）（15 地区）	継続が妥当 （15 地区）	引き続き推進 （15 地区）
2	農村地域防災減災事業（補助）（4 地区）	継続が妥当 （4 地区）	引き続き推進 （4 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表 16-4-(12) 参照

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した事業及び事業計画の変更等により必要と認められる以下の 3 事業（29 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日及び 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表

表 16-3-3-ス 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業（直轄）（1 地区）	計画変更の上、継続が妥当 （1 地区）	改善・見直し （1 地区）
2	民有林補助治山事業（補助）（4 地区）	継続が妥当 （2 地区） 計画変更の上、継続が妥当 （1 地区） 中止が妥当 （1 地区）	引き続き推進 （2 地区） 改善・見直し （1 地区） 中止が妥当 （1 地区）
3	水源林造成事業（国立研究開発法人事業）（24 地区）	継続が妥当 （24 地区）	引き続き推進 （24 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表 16-4-(13) 参照

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた 3 事業（14 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日及び 28 年 4 月 1 日に「平成 27 年度公共事業の事後評価書（水産関係公共事業の期中の評価）」として公表

表 16-3-セ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（6 地区）	計画を変更の上、 継続が妥当 （6 地区）	改善・見直し （6 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（2 地区）	計画を変更の上、 継続が妥当 （2 地区）	改善・見直し （2 地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（6 地区）	継続が妥当 （4 地区） 計画を変更の上、 継続が妥当 （2 地区）	引き続き推進 （4 地区） 改善・見直し （2 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表 16-4-(14) 参照

- (6) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 6 事業（15 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表

表 16-3-ソ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	国営かんがい排水事業（直轄）（7 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （7 地区）
2	直轄明渠排水事業（直轄）（1 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （1 地区）
3	国営農地再編整備事業（直轄）（1 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （1 地区）
4	国営総合農地防災事業（直轄）（4 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （4 地区）
5	独立行政法人水資源機構事業（独立行政法人事業）（1 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （1 地区）
6	農用地総合整備事業（独立行政法人事業）（1 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （1 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表 16-4-(15) 参照

- (7) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 11 事業（51 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」として公表

表 16-3-タ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	かんがい排水事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）
2	経営体育成基盤整備事業（補助）（10 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （10 地区）
3	畑地帯総合整備事業（補助）（11 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （11 地区）
4	農道整備事業（補助）（8 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （8 地区）
5	農業集落排水事業（補助）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （5 地区）
6	農村振興総合整備事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
7	中山間地域総合整備事業（補助）（7 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （7 地区）
8	農地防災事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （3 地区）
9	農地保全事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
10	草地畜産基盤整備事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）
11	畜産環境総合整備事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表 16-4-(16) 参照

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 6 事業（22 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日及び 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表

表 16-3-チ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	国有林直轄治山事業（直轄）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）
2	森林環境保全整備事業（直轄）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （5 地区）
3	民有林補助治山事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）

4	森林環境保全整備事業（補助）（10 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （10 地区）
5	森林居住環境整備事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）
6	特定中山間保全整備事業（国立研究開発法人事業）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表16-4-(17)参照

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 5 事業（47 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表

表 16-3-ツ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（37 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （37 地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （3 地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（4 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （4 地区）
5	漁村総合整備事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表16-4-(18)参照

- (10) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 2 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「研究開発の事業評価書」として公表

表 16-3-テ 研究開発課題を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	ゲノム情報を活用した家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発	予想以上の成果をあげた
2	天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発	予想以上の成果をあげた

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表16-4-(19)参照

- (11) 租税特別措置等に係る以下の 14 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表

表 16-3-ト 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場）	継続が妥当	引き続き推進
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	継続が妥当	引き続き推進
3	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等）	継続が妥当	引き続き推進
4	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等）	継続が妥当	引き続き推進
5	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等）	継続が妥当	引き続き推進
6	保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会）	継続が妥当	引き続き推進
7	保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会）	継続が妥当	引き続き推進
8	保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会）	継続が妥当	引き続き推進
9	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場）	継続が妥当	引き続き推進
10	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法）	継続が妥当	引き続き推進
11	収用換地等の場合の所得の特別控除（土地改良事業）	継続が妥当	引き続き推進
12	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等）	継続が妥当	引き続き推進
13	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業権等）	継続が妥当	引き続き推進
14	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（海岸法等）	継続が妥当	引き続き推進

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表16-4-(20)参照

- (12) 総合評価方式を用いて、「平成 27 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、1 政策分野について評価を実施し、その結果を平成 28 年 3 月 15 日に「総合評価書（政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進）」として公表

表 16-3-ナ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	継続が妥当	引き続き推進

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)）の表16-4-(21)参照

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

大目標 (使命)	中目標	政策分野
増進料、水産資源の適切な確保、農林水産業の発展、農山漁村生活の振興、農業の多面的機能の健全な発揮、森林の持続培養と森林生産力の	1 食料の安定供給の確保	(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
		(2) 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
		(3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓
		(4) グローバルマーケットの戦略的な開拓
		(5) 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立
	2 農業の持続的な発展	(6) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
		(7) 担い手への農地集積・集約化と農地の確保
		(8) 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進
		(9) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革
		(10) 戦略的な研究開発と技術移転の加速化
		(11) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等
		(12) 気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用
		(13) 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション
	3 農村の振興	(14) 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等
		(15) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出
		(16) 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等
	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	(17) 森林の有する多面的機能の発揮
		(18) 林業の持続的かつ健全な発展
		(19) 林産物の供給及び利用の確保
	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	(20) 水産資源の回復
		(21) 漁業経営の安定
		(22) 漁村の健全な発展
	6 横断的に関係する政策	(23) 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ([http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/27\\_seisaku\\_yosan.pdf](http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/27_seisaku_yosan.pdf))参照

